

特 記 仕 様 書

第1章. 総則

1. 業務目的

本業務は、農道保全施設の点検業務について岡山県道路橋梁点検マニュアルに基づき、橋梁及び大型カルバートの点検・評価を行い、過年度に作成している保全対策計画の更新を行うことを目的とする。

2. 委託場所

本業務の委託場所は岡山市内一円とする。

3. 工期

契約締結日から令和 9年 1月18日までとする。

4. 配置技術者について

(1)主任技術者及び現場責任者として、それぞれ、建設コンサルタント登録規定別表に掲げる鋼構造及びコンクリート部門に係る技術士資格を有し、公告に定める開札日時において、3カ月以上継続して所属していることが確認できる者を配置すること。

(2)受注者は、現場にて調査を行う者についても、橋梁・カルバートの定期点検を適正に行うために必要な知識と技能を有する者を配置すること。

5. 準拠図書

本業務は本特記仕様書の他、以下の図書等に基づき、適正に履行するものとする。

- 1) 岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書（令和7年4月）
- 2) 岡山県道路橋梁長寿命化計画（令和7年3月）
- 3) 岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）（令和7年6月）

※ 以下「橋梁点検マニュアル」という。

- 4) 岡山県道路構造物点検マニュアル（案）（シェッド・大型カルバート等編）（令和7年3月）

※ 以下「カルバート点検マニュアル」という。

6. 検査及び引き渡し

本業務を完了した際は、遅延なく本特記仕様書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、監督員の検査を受けるものとする。

また検査の結果適合しない場合、受注者は速やかに修正し、定められた期限までに納入しなければならない。

7. 貸与資料

監督員は本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与し、受注者は貸与された資料は責任を持って保管し、紛失・毀損等を生じないように十分注意するものとする。

また業務終了後は速やかに監督員に返却するものとし、複製した資料は業務終了後、速やかに適正な廃棄処分を行うものとする。なお、監督員より守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

8. 地元関係者との交渉等

受注者は屋外で行う設計業務等の実施に当たり、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

9. 疑義

本特記仕様書等に定めなき事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定する。

第2章. 計画準備等

1. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は初回・中間時1回・納品の3回を想定しているが、疑義が生じた場合には適宜打合せを行い、受注者は打合せ毎に議事録を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

また主要な打合せ時には、主任技術者が必ず出席すること。

2. 現地踏査

点検対象の現地踏査を行い、立地環境・交通状況・交通規制の可否や近接手段、並びに点検対象となる部位及び付属物、点検に必要な機器、点検作業時の保安体制等を確認する。

3. 業務計画書作成

業務の目的・主旨を把握したうえで、貸与資料及び現地踏査結果に基づき点検スケジュール及び点検方法、安全管理、関係機関協議の有無について整理する。

4. 関係機関協議資料作成

現地踏査結果より、交通規制等の必要な関係機関との協議資料を作成する。なお、警察及び国土交通省を想定している。

5. 橋梁点検

橋梁点検マニュアルに基づき、各農道橋の点検・診断を行うものとする。なお、点検結果を基に保全対策計画を更新し、岡山県様式の個別施設計画書を作成するものとする。

1) 現地作業

- ◆ 橋梁の全景写真は、向かって左側を起点、右側を終点とした全景写真を必ず撮影する。
- ◆ 第三者に被害が生じる恐れがある損傷（コンクリートのうきなど）を発見した場合は、点検時に応急処置を施すとともに、監督員に報告すること。
- ◆ 橋梁点検車による点検としているが、現地踏査の結果、これによりがたい場合は、監督員と協議の上変更の対象とする。
- ◆ 狭隘部で桁下空間が無く、物理的に目視による点検が困難な場合は監督員と協議をすること。
- ◆ 桁下空間が狭隘で桁下への進入ができない場合、目視点検が困難な場合に狭隘部調査カメラ等のデジタル機器を用いた点検とする。狭隘部調査カメラについては、各県民局・地域事務所より貸与することとする。
- ◆ 市が貸与した狭隘部調査カメラを滅失又はき損した場合は、滅失した機材に代わる機材を弁償し、又はき損した機材を原形に回復しなければならない。この場合において、請負業者が弁償又は原形回復に要した経費を負担すること。
- ◆ 現地状況によりガス探知機が必要になる場合は、監督員と協議を行うこと。
- ◆ 検査路のある橋梁を点検する際には、必ず検査路に腐食がないかを確認し、安全であることを確認した上で、点検業務を行うこと。また、検査路の腐食が著しい箇所や剥落の危険性がある箇所などを発見した場合は監督員に連絡すること。
- ◆ 確認の際に必要な点検シートは、事前に電子データで貸与するが、現地状況に合わせ、シ

ートの内容を修正することとする。

2) 点検調書作成

- ◆ 点検マニュアルに基づき、橋梁毎に点検シートを作成する。また点検結果を基に、国報告様式（点検表記録様式）を作成する。
- ◆ 点検シートには上部工図及び下部工図を作成し、損傷位置を明記する。

3) 報告書作成

調査結果について、点検対象毎にデータを整理する。

4) 保全対策計画の策定

① 健全度評価

橋梁点検マニュアルに基づき、各部材毎に対策・判定区分を評価し、補修対策の必要性有無・緊急度で表すものとする。

② 劣化予測

橋梁長寿命化プランの基本的な考え方に基づき、各部材について、どの程度の年数でどのような損傷になるか予測を行う。

③ LCCの算定

橋梁長寿命化プランの基本的な考え方に基づき、耐用年数の期間に対してのトータルコストを算出し、最も安価になる補修工法や時期を算定する。

④ 補修優先順位

橋梁長寿命化プランの基本的な考え方に基づき、以下の4つの指標を用いて優先順位を算出する。

(1) 対策区分

(2) 橋梁の重要度に関する評価指標

(3) 橋梁の損傷要因に関する評価指標

(4) 部材の安全性に関する評価指標

⑤ 長寿命化プラン算定

中長期的な予算の算定後、上記までの結果を整理し、長寿命化プランとしてとりまとめる。

6. カルバート点検

カルバート点検マニュアルに基づき、BOX カルバートの点検・診断を行うものとする。なお、点検結果を基に保全対策計画を更新し、岡山県様式の個別施設計画書を作成するものとする。

1) 現地作業

- ◆ 現場作業においては、通行者及び通行車両、また作業者の安全に十分注意すること。
- ◆ 本業務では、全ての部材について近接目視による点検を基本とする。なお、近接目視による変状の把握に限界がある場合は、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うこと。
- ◆ 空間が狭隘で侵入が困難であり、近接目視による点検が不可能な場合は、狭隘部用調査カメラ等を用いた点検とする。
- ◆ 第三者に被害が生じる恐れがある損傷（コンクリートのうきなど）を発見した場合は、点検時に応急処置を施すとともに、監督員に報告すること。

- ◆ 本業務では、標準点検（地上、はしご、足場、船上）及び橋梁点検車による点検を予定しているが、現地踏査の結果、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- ◆ 点検対象に付属する道路照明、道路標識等は、本点検業務に含まれるものとする。
- ◆ 現地において、腐食が著しい箇所や剥落の危険性がある箇所等を発見した場合は、速やかに監督員に連絡すること。

2) 点検調書

- ◆ カルバート点検マニュアルに基づき、部材ごとに損傷等の区分を判定し、点検調書で指定する部材単位と施設毎について健全度の評価を行う。
- ◆ 大型カルバートは、施設毎に点検調書 1 及び点検調書 3（国報告様式）大型カルバートを作成すること。
- ◆ 点検調書様式は、事前に発注者から電子データにより貸与するが、現地状況に合わせて加筆・修正すること。
- ◆ 点検調書のポンチ絵には、写真台帳の撮影位置を明記すること。また、写真台帳には、全景及び各部材の損傷等の状況を整理すること。

3) 報告書作成

調査結果について、点検対象毎にデータ等を整理する。

第3章. 成果品

1. 成果品

本業務で提出する成果品は以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| 1) 報告書(A4判ファイル綴じ) | 2部 |
| 2) 電子データ(オリジナルデータ) | 正副各1部 |
| 3) その他協議により必要となった資料 | 1式 |